

## 学生と教員の見方



■アピールポイント  
アルバイトと韓国旅行が趣味です。最近の目標はショートスリーパーになることです。韓国語が少しだけ話せます。

学生が取り上げた22年12月12日最高裁判決では、も留意すべきである。

一方、長期間の賃料滞納があつても退去を求める裁判では保証会社によるてもよいのではと考える。ど、連帯保証人の確保が困難を与え、連絡がとれないため、個人が連帯保証人を引き受けけることなく、個人が連帯保証人と法第465条の(2)ことも除は賃借人の生活の基盤を制度や判決に疑問を持つことから学生の学びがスタートする。

は連帯保証人を引き受けけること、賃貸借契約の当事者ではない家賃債務保証の意味がないからだ。この会社に解除権を与えるべきではないこと、といった点から妥当な判決と言える。

人がいなし、少額では保証の意味がないからだ。この会社に解除権を与えるべきではないこと、といった点から妥当な判決と言える。

【学生の見方&考え方】

(3年 山本享司)

ゼミ活動の一環として「家賃債務保証」について学んだ。「家賃債務保証」とは、入居希望者が賃貸住宅の契約を締結する際に、保証会社が連帯保証人に近い役割を果たすものであ

いことが挙げられる。

この制度は、2種類存在している。家賃を滞納してしまった場合に、保証会社が貸主に弁済する一般保証型と、滞納の有無に関わらず、保証会社

解除できるというものだ。

判決は、賃借人の不利益

が大きいとしてこの条項は無効と判断した。しかし、私は追い出し条項も賃借人へ配慮を払うなど問題点を

人の権利も守る、という点

にも留意すべきである。

【教員による展開】

(中村喜久夫教授)

近年親戚・知人といった人的関係の希薄化や高齢化が進む中で、賃貸借契約法第10条と判断した。「追い出し条項」は消費者の利益を一方的に害するものであるとして無効(消費

務保証会社が契約を結ばないリスクのある人とは家賃債

た。「追い出し条項」は、賃料滞納がある場合に、賃借人は建物を明渡した。これが生じる。また契約解除が遅れることで、個人の連帯保証人の負担が大きくな

る(家賃滞納した個人の権利は守られても、保証人で

る)ことある。

22年にこの

保証会社「追い出し条項」無効だが

家賃債務保

トは、賃貸住宅のオーナー

制度について

この制度の最大のメリッ

トは、賃貸住宅による連帯

側が、保証会社による連帯

保証を容認すれば、契約が締結できることにある。デ

メリットとして、保証範囲が金銭面に限られてしまう

ため、金銭面以外の問題が

あっても、親族が連帯保証

の時と異なり対応できな

い。この制度の最大のメリッ

トは、賃貸住宅のオーナー

注目すべき判決があつた。改善していくべきだ。

裁判では保証会社による

保証を容認すれば、契約が

締結できることにある。デ

メリットとして、保証範囲

が金銭面に限られてしまう

ため、金銭面以外の問題が

あっても、親族が連帯保証

の時と異なり対応できな

い。この制度の最大のメリッ

トは、賃貸住宅のオーナー

注目すべき判決があつた。改善していくべきだ。

裁判では保証会社による

保証を容認すれば、契約が

締結できることにある。デ

メリットとして、保証範囲

が金銭面に限られてしまう

ため、金銭面以外の問題が

あっても、親族が連帯保証

の時と異なり対応できな

い。この制度の最大のメリッ